

原発事故当時、住民票上の住所は避難指示区域外であり、居住制限区域（富岡町）に建物を賃借するも、そこでの寝泊まりは一定程度にとどまっていた申立人について、このような状況は仕事（トラック運転手）上の都合で生じていたことに加え、申立人の家財の設置状況や帰還意思等を踏まえ、避難指示区域からの避難者に準じるとし、平成29年3月分までの日常生活阻害慰謝料（月額7万円）等が賠償された事例。

（全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	金額	期間
ア 精神的損害	5 1 1 万円	自 平成23年3月11日
イ 一時立入費用	3 万 8 3 6 8 円	至 平成29年3月31日
合計	5 1 4 万 8 3 6 8 円	

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、金514万8368円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年5月1日

(仲介委員 山下純司)